

邑南町公共施設
太陽光発電設備および蓄電池システム導入事業
(リース形式)
公募型プロポーザル
実施要領

令和7年10月01日

おおなんきらりエネルギー株式会社

目次

1.	目的.....	3
2.	事業概要	3
3.	問い合わせ先	3
4.	参加資格要件	4
5.	スケジュール	4
6.	現地調査	5
7.	質疑の受付および回答	5
8.	参加表明書の提出	5
9.	提案書の作成方法および提出方法	6
10.	提出書類等の審査	7
11.	提出書類等の扱い	8
12.	契約に関する事項	8
13.	その他留意事項	9

実施要領

1. 目的

本実施要領（以下「本要領」という。）は、おおなんきらりエネルギー株式会社（以下「当社」という。）が令和 4 年 4 月 26 日に選定された「再生可能エネルギーで輝く『おおなん成長戦略』」（令和 5 年 10 月 30 日改訂）に基づき、邑南町が所有する公共施設に対し、リース形式により太陽光発電設備および蓄電池システム設備を設置する事業に関するものである。

本事業では、企画、設計・施工・リース業務を一括して請け負う事業者を、公募型の提案審査により選定する。発注者が求める機能や諸条件を満たす、高度かつ専門的な能力を有する者を事業者として選定するため、価格およびその他の提案内容を含めた総合的な評価を行う。本要領は、当該選定に係る必要事項を定め、最適な事業者の選定を目的とするものである。

2. 事業概要

(1) 契約件名

邑南町公共施設 太陽光発電設備および蓄電池システム導入事業（リース契約）

(2) 契約内容

本事業は、国（環境省）の「脱炭素先行地域づくり事業推進補助金」（以下「補助金」という。）を活用し、邑南町の脱炭素化の推進に資する設備等を導入するものである。契約内容の詳細は、別紙仕様書に定めるとおりとする。

(3) 対象施設

対象施設については、別紙仕様書に定めるとおりとする。

(4) 契約方法

公募型プロポーザル方式により選定された優先交渉権者と随意契約を締結する。

3. 問い合わせ先

〒696-0103 島根県邑智郡邑南町矢上 2829 番地 2

おおなんきらりエネルギー株式会社

電話番号：050-5207-2001（平日 9：00～16：30）

電子メール：ohnan.kirari@ohtv.ne.jp

4. 参加資格要件

参加資格は、次に示す(1)~(7)の要件をすべて満たす者とする。

- (1) リース業を営んでいることが確認できる者（例：定款において「リース業」またはこれに準ずる事業目的を掲げていること等）。
- (2) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体である者またはそれらの構成員が行う活動への関与がみとめられない者。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 25 号）第 18 条または第 19 条に基づく破産手続きの開始の申立てがなされていない者。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき、再生手続きの申立てがなされていない者。
- (6) 参加表明書提出者は、本要領に関して専門分野について協力者（協力会社）を加えることができる。
- (7) 島根県あるいは広島県に本店または支店等を有する者であること。
- (8) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと

5. スケジュール

令和 7 年 10 月 01 日（水）	実施要領の公表
令和 7 年 10 月 10 日（金） 17：00 迄	質疑受付締切
令和 7 年 10 月 15 日（水）	質疑に対する回答期限
令和 7 年 10 月 17 日（金） 17：00 迄	プロポーサル参加申込の締切
令和 7 年 10 月 23 日（木） 17：00 迄	提案書等の提出締切
令和 7 年 10 月 28 日（火）	審査（プレゼンテーション）
令和 7 年 10 月 30 日（木）	審査結果の通知

6. 現地調査

現地調査は、申込のあった事業者を対象に、対象施設の見学を実施する。

(1) 施設見学可能期間(土曜日及び日曜日不可)

令和7年10月02日(木)～令和7年10月10日(金)

※具体的な日程は別途調整とする。

(2) 見学の申込方法

施設見学を希望する者は、「3. 問い合わせ先」宛に電子メールにて、上記の施設見学可能期間内で希望する日付、開始時間及び所要時間を記載のうえ申込むこと。希望日時が他の参加申込者と重複する場合は、当社が調整のうえ、見学日時を決定するものとする。

7. 質疑の受付および回答

本件に係る説明会は開催しない。質問がある場合は「3. 問い合わせ先」宛に質問書(様式3)に記入の上、電子メールにて送付すること。なお、質問およびその回答については、当該内容を整理のうえ、当社ホームページに掲載するものとする。

(1) 質疑受付締切

令和7年10月10日(金) 17:00 迄

(2) 質疑に対する回答期限

令和7年10月15日(水)

8. 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記の申込期限までに、申込書類に記載の書類を「3. 問い合わせ先」宛に電子メールにて提出し、参加資格の有無について確認を受けること。また、参加資格が認められた者は、令和7年10月28日(火)の審査日(プレゼンテーション)において、申込書類の原本を持参すること。

(1) 申込期限

令和7年10月17日(金) 17:00 迄

(2) 申込書類

①参加表明書(様式1)

9. 提案書の作成方法および提出方法

(1) 提案書類及び各種確認書類

以下の①～⑤の書類を作成し、提出すること。

① 企画提案書

企画提案書には、以下の内容を含めること。

(ア) 設計方針

別紙仕様書「5. 要求仕様 (2)必要機能」に記載された機能の実現方法について記載すること。

(イ) 設備導入効果

(a) 環境的観点

- ・ 設備導入前後の年間電力使用量および再生可能エネルギー比率の試算
- ・ 削減されるCO₂排出量の試算

(b) 経済的観点

- ・ 電力料金コスト削減効果の試算
- ・ 設備導入に係る費用対効果の試算

(ウ) 事業計画

本事業の事業計画について工程表等を用いて記載すること。

(エ) 保守内容および保守計画

本事業の保守内容および保守計画について記載すること。

(オ) 自由提案

本実施要領および仕様書に記載されていない内容で、当社にとって有益であると考えられる提案がある場合は、記載すること。

② 設備設置に関する見積書

別紙仕様書に基づき、設備設置に係る見積書を提出すること。

なお、接続検討に係る料金は見積に含めること。接続に関する工事負担金については未確定のため、見積範囲に含めないこと。

③ リース料に関する見積書

上記設備に係るリース料金の見積書を提出すること。

④ 法人登記簿謄本または登記事項全部証明書

発行日が提案書類提出日から3ヶ月以内であること

⑤ 法人税、消費税および地方消費税の納税証明書（納税証明書その3の3）

発行日が提案書類提出日から3ヶ月以内であること

(2) 提出形式

提出書類の形式は特に定めないが、内容が判読可能であり、一般的なオフィスソフトで閲覧可能な形式(例：PDF、Word、Excel 等)で提出すること。

(3) 提出方法

「3. 問い合わせ先」宛に電子メールにて提出すること。

(4) 提出期限

令和7年10月23日（木） 17：00迄

10. 提出書類等の審査

(1) 評価方法

選考委員会は、プレゼンテーションにより、評価基準に定める評価項目および評価の視点に基づく審査を行い、評価の合計得点が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。合計得点が同点となる提案者が複数ある場合は、選考委員会の協議により順位を決定する。

① 場所

名称：田所公民館

住所：島根県邑智郡邑南町下田所 282-1

② 日時

令和7年10月28日（火） 10：00～

※詳細な時間および順番等については、後日個別に連絡するものとする。

③ 時間配分

1者あたり50分以内（プレゼンテーション40分以内、質疑応答10分以内）

④ 出席者

本件に係る4名以内とし、事業者は必ず出席すること。

また、協力会社の出席および説明も可能とする。

⑤ その他

・プレゼンテーションの順番は、原則として提出書類の提出順により決定し、通知する。

・プレゼンテーションは非公開とする。

・プレゼンテーションおよびヒアリングは、事前に提出された企画提案書に基づき実施する。

・企画提案書提出後の追加資料提出や、企画提案書に記載されていない内容の提案は認めない。

・プレゼンテーション資料は6部（紙媒体）持参すること。

・発表に使用するプロジェクターは当社で用意する。

(2) 評価基準

別紙 評価基準(様式 4)のとおり。

(3) 結果通知

提案者には、電子メールにて合否を通知する。

なお、選考結果に関する質問・照会には一切応じないものとする。

11. 提出書類等の扱い

(1) 提出されたすべての書類は返却しない。

(2) 提出後の書類の差し替え、追加、削除は認めない。

(3) 提出された書類は、提出者の承諾なく、本プロポーサルに係る審査以外の目的には使用しない。

(4) 当社が必要と認めた場合には、追加資料の提出を求めることがある。

(5) 提案書等の提出は、1 者につき 1 案とする。

12. 契約に関する事項

(1) 選定された事業者を相手方として、随意契約に向けた協議を行う。

(2) リース契約締結時の仕様書は、プロポーザルにおける企画提案の内容に基づくものとする。ただし、当社と優先交渉権者との協議のうえ、必要と判断した場合には、契約締結時の仕様書を変更する場合がある。

(3) 優先交渉権者が契約を締結できない事由が発生した場合、または協議が整わない場合には、プロポーザル参加者のうち次点の者と契約に向けた協議を行うものとする。

(4) 本件は、環境省の補助金を活用して実施するものであり、補助金の交付状況によっては、契約締結時の仕様書を変更する場合がある。

(5) 契約に関する一切の費用は、優先交渉権者の負担とする。

13. その他留意事項

(1) 費用負担

本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、事業者の負担とする。

(2) 参加辞退の場合

参加表明書提出後に辞退する場合は、電子メールにてその旨を申し出たうえで、参加辞退表明書(様式 2)に必要事項を記入し、原本を郵送にて提出すること。

(3) 失格事項

事業者または優先交渉権者が、以下のいずれかに該当する場合は失格とする。

また、優先交渉権者が契約締結前に以下のいずれかに該当した場合、または該当していることが判明した場合は、選定を取り消し、契約を締結しないものとする。

- ① 参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出期限までに書類が提出されない場合
- ③ 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- ④ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤ 著しく信義則に反する行為があった場合
- ⑥ 契約の履行が困難であると認められる場合
- ⑦ 企画提案書の内容が法令違反等、著しく不適當である場合
- ⑧ 本件に対して 2 案件以上の企画提案をした場合

(4) 著作権

企画提案書等に含まれる著作物の著作権は、原則として提案者に帰属する。ただし、契約により発注者に譲渡する場合は、その範囲および条件を明記すること。

(5) 提案書等に用いる言語

提案書等に使用する言語は日本語とし、通貨および単位は、日本国通貨、日本の標準時、ならびに計量法に定める単位を用いること。